

2 学期・3 学期分の学校給食費を無償化します！

口座引き落としは **令和 7 年 9 月 29 日(月)まで** となります。

この度、令和7年8月から令和8年3月(2学期・3学期)喫食分の学校給食費を無償化することに決定いたしました。これは、教育福祉の充実のため、光熱水費等の物価高騰の影響を受けている保護者を応援すべく、国の重点支援地方交付金等を活用し、実施するものです。

これに伴い、口座引き落としは令和 7 年 9 月 29 日(第 4 期)までとなります。また、第 4 期の納付額につきましては、9 月中旬に配布(送付)予定の「学校給食費納付額精算通知書」をご確認ください。

なお、令和 8 年度以降の学校給食費については、現在調整中です。(国の動向を注視しつつ、検討を進めます。)

令和 7 年度の学校給食費納付額(無償化反映後)

	振替日	振替金額(円)			
		小学校			中学校
		1、2 年生	3、4 年生	5、6 年生	
1 期 ~ 3 期	6月~8月 毎月27日 ※土日祝の場合翌平日	4,788	4,845	4,902	5,580
4 期 (精算)	9 月 29 日(月)	※4,788	※4,845	※4,902	※5,580
5 期~10 期	10 月~3 月	0	0	0	0
	合計額	※19,152	※19,380	※19,608	※22,320

1 食当たりの単価(円)	252	255	258	310
--------------	-----	-----	-----	-----

※4 期は行事等による減額調整をします。(年間合計(1食当たりの単価×喫食数)とこれまでの請求金額とを調整し請求)

なお、長欠や転入学等の方など一部の方については、還付金の発生や目安の金額以上の請求となる場合があります。

- 無償化に当たり、児童・生徒一人当たり 30,000 円程度の支払いが不要となります。
 - ・生活保護及び就学奨励該当者については、それぞれの制度を活用します。
 - ・支援学級就学奨励該当者については、当該制度を活用し、自己負担分が無償化となります。
- 記載の金額は 1~4 期の金額(目安)です。(4 期は精算期)
- 「支援学級就学奨励費」を受給されている方については、その支援分を 4 月ごろに還付予定です。
- 学校給食費で還付金が発生した方へは、別途郵送にて還付に係るご案内をいたします。還付の時期については、4 月ごろを予定しております。なお、還付先口座については、原則、学校給食費の振替口座となります。
- 卒業しても還付が終了するまで口座の解約はお控えください。

学校給食の停止(再開)等の届け出は

無償化期間においても学校へ提出が必要です。

- ・1週間以上の欠席や転出等(けが、病気、転出 など)
- ・疾患等で給食の全部または一部を停止する場合 など
- ・その他特別な理由(宗教上等の理由) など

【学校給食費に関するお問い合わせ】

岸和田市教育委員会

学校給食課 給食費管理担当

岸和田市岸の丘町 3-6-60(岸和田市学校給食センター内)

Tel072-447-6472